

5こ第1517号
令和5年7月12日

各指定障害児通所支援事業所管理者
各指定障害児入所施設管理者 様

福島県児童家庭課長

障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
(通知)

本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、こども家庭庁支援局障害児支援課から令和5年7月4日付けで別添のとおり事務連絡がありました。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」において、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（安全計画）を各事業所において策定すること（令和5年4月1日から1年間は努力義務とし、令和6年4月1日から義務化）とされたところです。

各事業所におかれましては、添付資料に記載されている留意事項等を参照の上、安全計画を作成し、計画に基づいた取組を行っていただきますようお願いいたします。

(事務担当 主査 谷津 久美 電話 024-521-8382)